

第二編 神社

第一章 官規

第一節 官制・職制

○三職分科職制・同職員

(本文 一五頁掲出)

(明治元年正月十七日
第三六、第三十七)

○三職八局職制(抄)

(本文 一七頁掲出)

(明治元年二月三日
第七十三)

第一章 官規 第一節 官制・職制

○祭政一致の制に復し、天下の諸神社を神祇官に所屬せしむべき件

(明治元年三月十三日
第五百五十三)

此度 王政復古神武創業ノ始ニ被為基諸事御一新祭政一致之御制度ニ御回復被遊候ニ付テハ先第一神祇官御再興御造立ノ上追々諸祭奠モ可被為興儀被 仰出候依テ此旨五畿七道諸國ニ布告シ往古ニ立崩リ諸家執奏配下之儀ハ被止普ク天下之諸神社神主禰宜祝神部ニ至迄向後右神祇官附屬ニ被 仰渡候間官位ヲ初諸事万端同官へ願立候様可相心得候事

但尚追々諸社御取調并諸祭奠ノ儀モ可被 仰出候得共差向急務ノ儀有之候者ハ可訴出候事

○別当・社僧還俗の上は、神主・社人と称せしむる件

(明治元年四月四日
第五百八十四)

今般諸國大小之神社ニオイテ神仏混滑之儀ハ御廢止ニ相成候ニ付別當社僧之輩ハ還俗之上神主社人等之称号ニ相転神道ヲ以動仕可致候若亦無抛差支有之且ハ仏教信仰ニテ還俗之儀不得心之輩ハ神動相止立退可申候事

但還俗之者ハ僧位僧官返上勿論ニ候官位之儀ハ追テ 御沙汰可有之候間當今之処衣服ハ風折烏帽子淨衣白差實着用動仕可致候事是迄神職相動居候者ト席順之儀ハ夫々何出可申候其上御取調ニテ御沙汰可有之候事

第二編 神社

四〇八

○神祇事務局を改めて神祇官となし、神祇祭祀、祝部、神戸の事を統制せしむる件(抄)

(本文 一八頁掲出)

(明治元年閏四月二十一日
太政官布告第三百三十一)

○神祇官中に諸陵寮設置

今般神祇官中に諸陵寮被為置候事

(明治二年九月十七日
太政官布告第八百八十二)

○神祇官神殿鎮座

神祇官 神殿鎮坐
東座 天神地祇
中央 八神
西座 御代々神靈
右之通ニ候条相達候事

(明治三年正月四日
太政官御沙汰第六)

○神社は國家の宗祀につき、神宮の下神社の世襲神職を廢し精選補任の件

(明治四年五月十四日
太政官布告第二百三十四)

神社ノ儀ハ國家ノ宗祀ニテ一家ノ私有ニスヘキニ非サルハ勿論ノ事ニ候処中古以來大道ノ陵夷ニ随ヒ神官社家ノ輩中ニハ神世相伝由緒ノ向モ有之候ヘ共多クハ一時補任ノ社職其儘沿襲致シ或ハ領家地頭世襲ニ因リ終ニ一社ノ執務致シ居リ其家村邑小祠ノ社家等ニ至ル迄總テ世襲ト相成社入ヲ以テ家祿ト為シ一己ノ私有ト相心得候儀天下一般ノ積習ニテ神官ハ自然士民ノ別種ト相成祭政一致ノ御政体ニ相悖リ其弊害不尠候ニ付今般御改正被為在伊勢兩宮世襲ノ神官ヲ始メ天下大小ノ神官社家ニ至ル迄精選補任可致官被 仰出候事

○官社以下定額、神官職制等に関する件

(明治四年五月十四日
太政官布告第二百三十五)

官社以下定額及神官職員規則等別紙ノ通被 仰出候尤府藩県社郷社ノ分ハ先達テ差出候明細書ヲ以取調區別ノ上追テ神祇官ヨリ差込ニ可及候条其節万端処置ノ儀同官へ可相回事

一 神官從來ノ叙爵總テ被止候事

一 官社以下府「藩」県社郷社神官總テ其地方實屬支配タル可ク本籍ノ儀ハ士族民ノ内適宜ヲ以テ編輯可致事

(別紙)

○官幣大社

賀茂別雷神社	京都府
賀茂御祖神社	同上
石清水八幡宮	同上
松尾神社	同上
平野神社	同上
稻荷神社	同上
大神神社	奈良県
大和神社	同上
石上神社	同上
春日神社	同上
広瀬神社	同上
龍田神社	同上
丹生川上神社	同上
枚岡神社	大阪府
大鳥神社	同上
住吉神社	同上
生国魂神社	同上
広田神社	兵庫県
水川神社	同上
安房神社	同上
香取神社	千葉県
鹿島神社	茨城県
三島神社	静岡県

大正七年一月二十三日男山八幡宮ヲ石清水八幡宮ト改称

第一章 官制 第一節 官制・職制

○神武天皇即位日を紀元節として制定

(明治六年三月七日
太政官布告第九十一号)

神武天皇御即位日記元節ト被称候事

○官幣諸社官祭式

(明治六年三月
式部省通達外)

一官幣諸社官祭式別紙ノ通候条毎年曆面ニ掲ケタル相当ノ月日ヲ以テ執行可致尤祭日前各庁ヨリ其由ヲ神官へ可相達事

但御神樂東遊走馬等有之社頭賀茂上下社水川社男山八幡宮務目社八坂社北野社等ノ式ハ追テ可相達事

一祝詞ハ各庁ニテ可相認事

但料紙ハ白ノ鳥ノ子ノ事

一幣帛神饌料ハ其祭日ノ前当寮ヨリ可相渡事

一当日社頭ノ雜費ハ総テ右料金ヲ以テ仕払ヒ其金高ヲ不驗様可取計事

但御神樂東遊走馬等有之社頭ハ此限ニ非ス候条祭典済後入費取調当寮へ可申出事

一社頭狭小ニテ祭式難被行向ハ再興迄ノ処当日仮ニ拝殿取設可申事
一祭典相済候ハ、其趣当寮へ可届出事

(別紙)

官幣諸社官祭式

早且神官神殿ノ御装束ヲ奉仕ス

第二章 祭祀

午前第八時知事以下社頭ニ参向シ神門外ニ於テ手水ノ儀アリ

次知事以下同所祓ノ幄ニ着テ神官祓ノ詞ヲ誦ミ榊ノ枝ヲ執テ祓ヲ次知事以下神門ヲ入り幄舎ニ候ス

次属御幣櫃ニ副テ進ミ庭上ノ便所ニ置ク

次神官ノ長官祭儀具スルノ由ヲ知事ニ申ス

次開扉神官ノ長官之ヲ動ム

神樂歌ヲ奏ス神官樂奏ヲ心得サレハ之ヲ略スルモ妨ケナシ下同シ

次神饌ヲ供ス神官供

神樂歌ヲ奏ス

次属御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ殿ニ昇リ飯ニ案上ニ置ク案ハ字ノ便宜ノ所ニ設ク

次神官ノ長官御幣物ヲ執テ神前ノ案上ニ奉リ再拝柏手シテ退ソク

次知事殿ニ昇リ先ニ拝祝詞ヲ奏シ又ニ拝祝詞ヲ懷ニシ本ノ幄舎ニ退ク

次神饌ヲ撤ス神官之ヲ動ム

神樂歌ヲ奏ス

次開扉神官ノ長官之ヲ動ム

神樂歌ヲ奏ス

次知事以下退出ス

大社

拾一台但一前

神饌

一和稻 一酒 一餅 一海魚 一川魚 一山鳥 一水鳥 一野

菜三種 一海菜二種 一菓二種 一水塩

中社

拾台同上

神饌

第三編 仏教・教派神道・神仏道 以外の宗教

第一章 宗教法人

○神仏分離の令

(明治元年三月二十八日)
太政官第百九十六号

一 中古以来其権現或ハ牛頭天王之類其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社 不少候何レモ其神社之由緒委細ニ書付早々可申出候事

但勅祭之神社 御宸翰 勅額等有之候向ハ是又可伺出其上ニテ 御沙汰可有之候其社ハ裁判鎮台領主支配頭等へ可申出候 事

一 仏像ヲ以神体ト致候神社ハ以来相改可申候事

附本地抔ト唱へ仏像ヲ社前ニ掛或ハ纏口梵鐘仏具等之類差置候 分ハ早々取除キ可申事

右之通被 仰出候事

○神仏分離実施を慎重にすべき令

(明治元年四月十日)
太政官第百二十六号

諸国大小之神社中仏像ヲ以テ神体ト致シ又ハ本地抔ト唱へ仏像ヲ社

第一章 宗教法人

前ニ掛或ハ纏口梵鐘仏具等差置候分ハ早々取除相改可申旨過日被 仰出候然ル処旧来社人僧侶不相善氷炭之如ク候ニ付今日ニ至リ社人 共俄ニ威權ヲ得陽ニ御趣意ト称シ実ハ私憤ヲ齎シ候様之所業出来候 テハ御政道ノ妨ヲ生シ候而巳ナラス紛擾ヲ引起可申ハ必然ニ候左様 相成候テハ実ニ不相濟儀ニ付厚ク令願慮緩急宜ヲ考へ穩ニ可取扱ハ 勿論僧侶共ニ至リ候テモ生業ノ道ヲ不失益國家之御用相立候様精々 可心掛候且神社中ニ有之候仏像仏具等取除候分タリモ一々取計向伺 出御差図可受候若以来心得違致シ粗暴ノ振舞等於有之ハ屹度曲事可 被 仰付候事

但 勅祭之神社 御宸翰 勅額等有之候向ハ伺出候上御沙汰可有 之其余ノ社ハ裁判所鎮台領主地頭等へ委細可申出候事

○真宗各派へ、神仏分離は排仏毀釈に非ざる 旨諭達

旨諭達

(明治元年六月二十二日)
第五百四号

東本願寺 西本願寺

興正寺 仏光寺

専修寺(此分九月十日)
(七日退ス)

先般神祇官御再興神仏判然之御処分被為在候ハ専孝敬ヲ在天 祖宗 ニツケサセラル、為ニテ今更宗門ヲ褒貶セラル、ニアラス然ルニ賊 徒訛言ヲ以テ 朝廷排仏毀釈コレツトムナト申触シ下民ヲ煽惑動揺 セシムル由素ヨリ彼等斯好生至仁德兆一般之 叙慮ヲ奉戴セサルノ ミナラス則宗門ノ法敵トモ謂フヘシ仍テ教旨説諭便宜ヲ以民心安堵 方向相定作業相励可申様門末教育可致旨 御沙汰候事

七三七

之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ為ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ 現在及将来ノ臣民ハ此ノ憲法ニ対シ永遠ニ従順ノ義務ヲ負フヘシ

第一条 大日本帝國ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第四条 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依 リ之ヲ行フ

第二十八条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カ サル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結 社ノ自由ヲ有ス

第六十六条 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ 将来増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

第七十三条 将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命 ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ総員三分ノ二以上出席スルニ非 サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ル ニ非サレハ改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ス

○皇室典範(抄)

(明治二十二年二月十一日)
詔勅

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ宝祚ハ万世一系歴代繼承シ以テ朕 カ躬ニ至ル惟フニ祖宗隆國ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ 如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基

第一章 憲法・皇室典範

ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ茲ニ枢密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕 カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム

第一条 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

第十条 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

第十一条 即位ノ札及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

第十二条 踐祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元 年ノ定制ニ從フ

第十九条 天皇末々成年ニ達セサルトキハ摂政ヲ置ク
天皇久キニ亙ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ 皇族會議及枢密顧問ノ職ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十条 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第三十条 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇太子皇太孫皇太子皇太 孫皇太孫妃親王妃内親王王王妃女王ヲ謂フ

第三十四条 皇統譜及前条ニ関ル記録ハ圖書寮ニ於テ尚藏ス

第四十七条 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

第四十八条 皇室經費ノ予算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法 ノ定ムル所ニ依ル